

令和3年経済センサスー活動調査 結果報告書

恵庭市の事業所

令和3年6月1日現在

恵庭市企画振興部企画課

目 次

令和3年経済センサス-活動調査の概要	1
用語の解説	2
利用上の注意	8
調査結果の概要	9
1 概況（民営・公営）	9
2 産業別事業所数及び従業者数（民営・公営）	9
（1）産業大分類別	9
（2）産業中分類別	11
3 経営組織別事業所数及び従業者数（民営）	13
4 従業者規模別民営事業所数及び従業者数（民営・公営）	14
5 従業上の地位別従業者数（民営）	16
6 出向・派遣従業者（民営）	18
7 新設・廃業別民営事業所数（民営）	19
8 石狩管内市町村別事業所及び従業者数（民営）	20
9 事業所に関する純付加価値額（民営）	25
10 企業等の売上（収入）金額及び純付加価値額（民営）	26

令和3年経済センサス-活動調査の概要

1 調査の目的

全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としています。

2 調査日

令和3年6月1日

3 調査対象

以下に掲げる事業所を除く全国すべての事業所及び企業が対象です。

- ①大分類A-「農業・林業」に属する個人経営の事業所
- ②大分類B-「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③大分類N-「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792-「家事サービス業」に属する事業所
- ④大分類R-「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類96-「外国公務」に属する事業所

4 調査事項

調査は、(1)国及び地方公共団体の事業所以外の事業所に対する調査(以下、甲調査という。)と、(2)国及び地方公共団体の事業所に対する調査(以下、乙調査という。)の2つの調査から成り、主な調査事項については、以下のとおりです。

(1)甲調査

- <基礎項目> 名称及び電話番号、所在地、経営組織、従業者数、主な事業内容など
- <経理項目> 資本金等の額及び外国資本比率、売上(収入)金額、費用総額及び費用項目、事業別 売上(収入)金額など

(2)乙調査 ※令和3年の調査より追加されました。

- <基礎項目> 名称、所在地、職員数、主な事業の内容など

5 調査の方法

(1)甲調査

ア 調査員調査

都道府県知事が任命した調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回収又は記入済みの調査票を回収する方法により行います。

総務省及び経済産業省-都道府県-市区町村-統計調査員-調査事業所

イ 直轄調査

国、都道府県及び市が、民間事業者等を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括で郵送配布し、インターネットによる回答又は記入済の調査票を回収する方法により行います。

また、令和3年経済センサス-活動調査と同時に実施する個人企業経済調査の調査対象企業の事業所も、同様の方法で行います。

(2)乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票(乙)」を事業所ごとに配布します。調査への回答は、オンライン(政府共通ネットワーク又はLGWAN)により行います。

用語の解説

1. 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

ア 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

イ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

ウ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

2. 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

ウ 有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいう(定年まで雇用される場合を含む。)

カ 有期雇用者(1か月以上)

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

キ 臨時雇用者(有期雇用者(1か月未満、日々雇用))

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

ク 他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

3. 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4. 民間からの従業者数

国、地方公共団体の事業所において、会社など別経営の民間の事業所から派遣されている人をいう。

5. 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出している。

6. 事業所の産業分類

事業所の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として2020年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの)により、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づき分類している。

7. 経営組織

ア 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(ア) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

次の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

(イ) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(ウ) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合(法人格を持たないもの)などが含まれる。

イ 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区など)の事業所をいう。

8. 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、この事業所が現在の場所で事業を始めた時期であり、以下の場合は、その時期を開設時期とする。

- ・ 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合。ただし、相続により引き継いだ場合は該当しない。
- ・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合
- ・ 法人が新設(対等)合併した場合
- ・ 法人が分割により設立された場合
- ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

9. 企業等

事業・活動を行う法人(外国の会社を除く。)及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所 だけで企業等としている。

10. 会社企業

営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

11. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として企業全体の2020年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に準じて分類している。

12. 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、以下の2つに区分している。

ア 単一事業所企業

単独事業所の企業等をいう。

イ 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう(国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業等を含む。)

13. 単独・本所・支所の別、単独・複数の別

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所等(支社・支店)を持たない事業所をいう。

イ 本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所等(支社・支店)があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

ウ 支所(支社・支店)

他の場所にある本所(本社・本店)の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

エ 複数事業所企業の事業所

本所及び支所が含まれる。

14. 国内支所の分布範囲

複数事業所企業について、次のように区分している。

ア 都道府県内(市区町村内)

本所の所在する都道府県(市区町村)内に支所の全てが所在するものをいう。

イ 都道府県外(市区町村外)

本所の所在する都道府県(市区町村)外に支所が所在するものをいう。

15. 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

16. 決算月

該当する本決算月全てをいう。なお、仮決算や中間決算は含めない。

17. 売上(収入)金額

原則として2020年1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

18. 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上(収入)金額の最も多い主業によるが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上(収入)金額で捉えたものをいう。

19. 費用

ア 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)

売上(収入)金額に対応する費用。なお、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人は経常費用としている。

イ 売上原価(個人経営、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人を除く。)

費用総額の内数。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)の総額

ウ 給与総額(個人経営の場合は給料賃金(専従者給与を除く。))

役員(非常勤を含む。)及び従業者(臨時雇用者を含む。)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等)の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

エ 福利厚生費(退職金を含む)(個人経営を除く。)

会社負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額

オ 動産・不動産賃借料(個人経営の場合は地代家賃)

土地、建物、機械等の賃借料の総額。経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めない。

カ 減価償却費

固定資産に係る減価償却費。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の総額

キ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く。)

営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

20. 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出している。

ア 企業全体の純付加価値額

(ア) 基本的な計算式(次の(イ)(ウ)以外の場合)

$$\text{純付加価値額} = \text{売上(収入)金額} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

(イ)「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人

$$\text{純付加価値額} = \text{経常収益} - \text{経常費用} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

(ウ)「政治団体」及び「宗教」

$$\text{純付加価値額} = \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

イ 企業全体の粗付加価値額

$$\text{粗付加価値額} = \text{純付加価値額} + \text{減価償却費}$$

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、主に次の項目は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費、農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値

21. 設備投資額

「有形固定資産(土地を除く)」と「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」であり、固定資産に計上したリース物件のうち、2020年の1年間に新たに契約した物件も含める。

ア 有形固定資産(土地を除く)

2020年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額で、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいう。建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含まない。

イ 無形固定資産(ソフトウェアのみ)

2020年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額をいう。

以下については、設備投資に含めない。

- ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
- ・店舗併用住宅の住居部分
- ・中古品

22. 自家用自動車の保有台数

自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車の台数で、リースで借りている自動車は保有台数に含み、マイカー通勤、レジャー等のみを使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含まれない。

ア 貨物自動車

貨物の輸送に使用する自動車。人員輸送のみに使用している場合は除く。

イ 乗用自動車

主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のもの。

ウ バス

主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のもの。

23. 土地・建物の所有の有無

国内で企業として所有している土地・建物の有無で、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含まれない。

24. 存続・新設・廃業別

平成28年経済センサス-活動調査(以下「平成28年調査」という。)から令和3年経済センサス-活動調査(以下「令和3年調査」という。)の5年間の異動状況についてみたものであり、ある1年間の異動状況を見たものではない。

ア 存続事業所

令和3年調査で調査した事業所のうち、平成28年調査でも調査した事業所をいう。

イ 新設事業所

令和3年調査で調査した事業所のうち、平成28年調査では調査しなかった事業所をいい、他の場所から移転してきた事業所や経営組織の変更を行った事業所が含まれている(平成28年調査以降新設で令和3年調査以前廃業の事業所は含まない。)

ウ 廃業事業所

平成28年調査で調査した事業所のうち、令和3年調査時点では存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所や経営組織の変更を行った事業所が含まれている。

25. 建設・サービス収入

ア 建設事業の収入(完成工事高)

決算期間内に完成した土木工事や建築工事(リフォームを含む)、設備工事などの最終請負高(請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高)及び未完成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における決算期間中出来高相当額をいう。プラントエンジニアリング事業や自己建設によらない土地分譲、建物建売事業などによる収入は含めない。

イ サービス収入

サービス分野(「農業、林業、漁業」、「鉱物、採石、砂利採取事業」、「製造業」、「卸売・小売業」及び「建設事業」以外)の事業活動に係る売上(収入)金額をいう。なお、調査では、原則、主業に関する所定の事業活動区分の中から、事業所又は企業等の実態に該当するものを選択(複数の事業を行っている場合は売上(収入)金額の多い順)する方法で回答を得ている。

ただし、所定の事業活動区分には「商標(フランチャイズに関連するものを除く)・商品化権の使用許諾サービス」、「ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス」、「寄付金、補助金、運営費交付金等」のように産業を限定しないものもある。

利用上の注意

- 1 令和3年経済センサス-活動調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としています。
甲調査及び乙調査とも令和3年6月1日を調査日として実施しています。
※乙調査は基礎項目の調査のみなので、本報告書は項目によって民営事業のみ掲載しています。
- 2 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。
該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」としました。また、数値がマイナスのものは「▲」で表しています。
「X」は、集計対象となる事業所(企業等)が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所となります。また、集計対象が3以上の事業所(企業等)に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所(企業等)の数値が合計との差引きにより判明する箇所は、併せて「X」としています。※国の集計で元から「X」となっている箇所もあります。
- 3 「令和3年」は「令和3年経済センサス-活動調査」の数値であり、売上(収入)金額、費用等の経理事項は令和2年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は令和3年6月1日現在の数値となります。
「平成28年」は「平成28年経済センサス-活動調査」の数値であり、売上(収入)金額、費用等の経理事項は平成27年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成28年6月1日現在の数値となります。
- 4 産業分類は、原則として平成25年10月改定「日本標準産業分類」の項目を用いています。

本書は、政府統計の総合窓口(e-Stat)(<https://www.e-stat.go.jp/>)より、「令和3年経済センサス-活動調査」を恵庭市が独自に取りまとめたものです。

調査結果の概要

1 概況(民営・公営)

令和3年6月1日現在の恵庭市の総事業所数は1,947事業所で、その内、民営の事業所が1,883事業所、公営の事業所が64事業所となっています。総従業者数は27,536人となっており、民営の事業所が23,164人、公営の事業所が4,372人となっています。(※令和3年の経済センサス-活動調査では公営事業所の基礎調査が追加されました)

民営の事業所の結果について、平成28年経済センサス-活動調査(以下「平成28年」という。)結果と比べると、事業所数は、31事業所(前回比1.7%)の増加、従業者数は、1,141人(前回比5.2%)増加しています。

表1-1 事業所数及び従業者数(民営・公営)

調査年	事業所数				従業者数(人)			
	平成28年	令和3年	増減数	増減率	平成28年	令和3年	増減数	増減率
民営・公営		1,947				27,536		
民営のみ	1,852	1,883	31	1.7%	22,023	23,164	1,141	5.2%
公営のみ		64				4,372		

※調査対象は、市内に所在する事業所・企業

※「事業所数」及び「従業者数」は、必要な事項の数値が得られた事業所を対象とした集計

〈資料〉 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

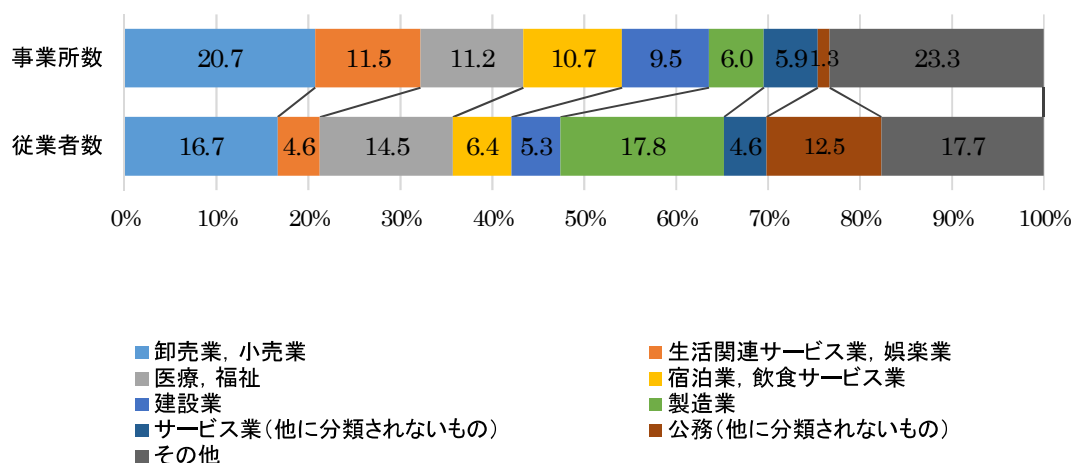
2 産業別事業所数及び従業者数(民営・公営)

(1) 産業大分類別

事業所数を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が404事業所で全体の20.7%を占めて最も多く、以下「生活関連サービス業、娯楽業」が223事業所(11.5%)、「医療、福祉」が218事業所(11.2%)、「宿泊業、飲食サービス業」が209事業所(10.7%)、「建設業」が184事業所(9.5%)などと続いています。

従業者数においては、「製造業」が4,901人と従業者全体の17.8%を占めて最も多く、以下、「卸売業・小売業」が4,592人(16.7%)、「医療・福祉」が3,987人(14.5%)、「公務」が3,445人(12.5%)、「宿泊業、飲食サービス業」が1,753人(6.4%)、「教育、学習支援業」が1,681人(6.1%)、「運輸業、郵便業」が1,490人(5.4%)、「建設業」が1,461人(5.3%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が1,263人(4.6%)などと続いています。

図2-1 産業大分類別事業所数及び従業者数の割合(民営・公営) (令和3年6月1日現在)



〈資料〉 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

表2-1 産業大分類別事業所数及び従業者数の推移(民営・公営)

(従業者数/単位:人)

産業大分類	平成28年		令和3年				増加数		増加率(%)	
	民営のみ		民営のみ		民営・公営		民営のみ		民営のみ	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
A～S 全産業	1,852	22,023	1,883	23,164	1,947	27,536	31	1,141	1.7	5.2
A～B 農林漁業	21	216	23	411	23	411	2	195	9.5	90.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	9	2	15	2	15	-	6	-	66.7
D 建設業	169	1,418	184	1,461	184	1,461	15	43	8.9	3.0
E 製造業	112	4,651	116	4,901	116	4,901	4	250	3.6	5.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	35	4	30	7	94	3	▲5	300.0	▲14.3
G 情報通信業	7	95	6	50	6	50	▲1	▲45	▲14.3	▲47.4
H 運輸業、郵便業	79	1,653	77	1,490	77	1,490	▲2	▲163	▲2.5	▲9.9
I 卸売業、小売業	430	4,363	404	4,592	404	4,592	▲26	229	▲6.0	5.2
J 金融業、保険業	32	258	33	243	33	243	1	▲15	3.1	▲5.8
K 不動産業、物品賃貸業	85	290	122	339	123	347	37	49	43.5	16.9
L 学術研究、専門・技術サービス業	60	353	66	315	67	334	6	▲38	10.0	▲10.8
M 宿泊業、飲食サービス業	261	1,916	208	1,750	209	1,753	▲53	▲166	▲20.3	▲8.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	216	1,295	222	1,260	223	1,263	6	▲35	2.8	▲2.7
O 教育、学習支援業	82	1,259	84	1,015	103	1,681	2	▲244	2.4	▲19.4
P 医療、福祉	179	3,162	207	3,826	218	3,987	28	664	15.6	21.0
Q 複合サービス事業	13	228	13	199	13	199	-	▲29	-	▲12.7
R サービス業(他に分類されないもの)	103	822	112	1,267	114	1,270	9	445	8.7	54.1
S 公務(他に分類されないもの)	-	-	-	-	25	3,445	-	-	-	-

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

※令和3年「経済センサス-活動調査」より、公営企業も調査対象となった。

民営企業について、平成28年と比べると、事業所数で増加したのは、「不動産業、物品賃貸業」が37事業所増(43.5%増)と最も大きく増加しており、次いで、「医療・福祉」が28事業所増(15.6%増)、など全17産業のうち11産業で増加となりました。

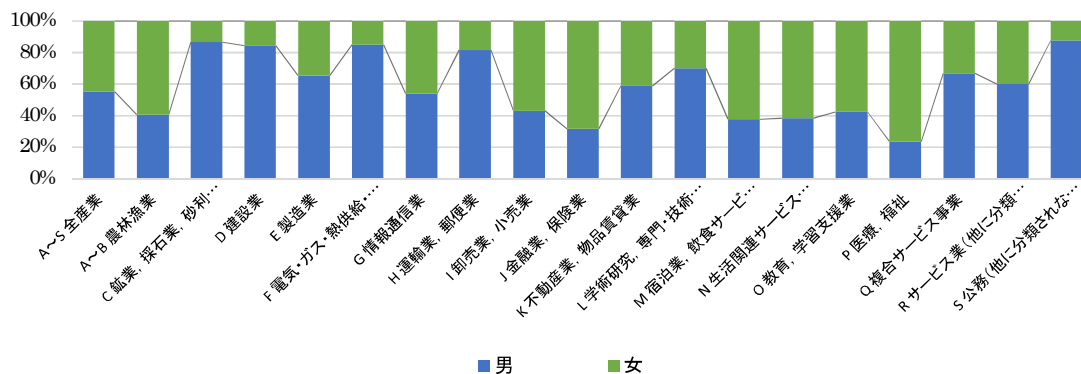
一方、減少したのは「宿泊業、飲食サービス業」は53事業所減(20.3%減)、以下、「卸売業、小売業」が26事業所減(6.0%減)、「運輸業、郵便業」が2事業所減(2.5%減)などとなった。

従業者数で増加したのは、「医療・福祉」が664人増(21.0%増)と最も大きく増加しており、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が445人増(54.1%増)、「製造業」が250人増(5.4%増)など全17産業のうち8産業で増加しています。

一方、減少したのは、「教育、学習支援業」が244人減(19.4%減)と最も大きく減少しており、以下、「宿泊業、飲食サービス業」が166人減(8.7%減)、「運輸業、郵便業」が163人減(9.9%減)などとなっています。

産業大分類別に従業者数男女比をみると、男性の比率が高いのは、「公務」(男性の割合が87.5%)、「鉱業、採石業、砂利採取業」(86.7%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(85.1%)、「建設業」(84.4%)、「運輸業、郵便業」(81.6%)などとなり、この5産業では8割を超えています。

図2-2 産業大分類別従業者数の男女比(民営・公営) (令和3年6月1日現在)



〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

一方、女性の比率が高いのは、「医療、福祉」(女性の割合が76.5%)、「金融業、保険業」(68.3%)、「宿泊業、飲食サービス業」(62.3%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(61.7%)、「農林漁業」(59.4%)、「教育、学習支援業」(57.6%)「卸売業、小売業」(56.9%)となっており、この7産業では女性が男性を上回っています。

表2-2 産業大分類別、男女別従業者数(民営・公営)

令和3年6月1日現在

産業大分類	従業者数(人)			割合	
	総数	男	女	男	女
A～S 全産業	27,536	15,018	12,224	55.1%	44.9%
A～B 農林漁業	411	167	244	40.6%	59.4%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	15	13	2	86.7%	13.3%
D 建設業	1,461	1,233	228	84.4%	15.6%
E 製造業	4,901	3,206	1,695	65.4%	34.6%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	94	80	14	85.1%	14.9%
G 情報通信業	50	27	23	54.0%	46.0%
H 運輸業、郵便業	1,490	1,216	274	81.6%	18.4%
I 卸売業、小売業	4,592	1,876	2,481	43.1%	56.9%
J 金融業、保険業	243	66	142	31.7%	68.3%
K 不動産業、物品賃貸業	347	204	143	58.8%	41.2%
L 学術研究、専門・技術サービス業	334	234	100	70.1%	29.9%
M 宿泊業、飲食サービス業	1,753	652	1,078	37.7%	62.3%
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,263	484	779	38.3%	61.7%
O 教育、学習支援業	1,681	713	968	42.4%	57.6%
P 医療、福祉	3,987	938	3,049	23.5%	76.5%
Q 複合サービス事業	199	133	66	66.8%	33.2%
R サービス業(他に分類されないもの)	1,270	761	508	60.0%	40.0%
S 公務(他に分類されないもの)	3,445	3,015	430	87.5%	12.5%

※総数には、男女別の不詳を含みます。割合は、男女別の不詳を除いて算出。

＜資料＞ 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(2) 産業中分類別

産業中分類別に事業所数をみると、「洗濯・理容・美容・浴場業」が171事業所で全体の8.8%を占めて最も多く、以下「飲食店」が164事業所(8.4%)、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業などが含まれる「その他の小売業」が148事業所(7.6%)、「医療業」が109事業所(5.6%)、「社会保険・社会福祉・介護事業」が108事業所(5.5%)などと続いています。

表2-3 産業中分類別事業所数が多い10産業(民営・公営)

令和3年6月1日現在

産業中分類	事業所数	全事業所に占める割合
78 洗濯・理容・美容・浴場業	171	8.8%
76 飲食店	164	8.4%
60 その他の小売業	148	7.6%
83 医療業	109	5.6%
85 社会保険・社会福祉・介護事業	108	5.5%
58 飲食料品小売業	99	5.1%
06 総合工事業	91	4.7%
69 不動産賃貸業・管理業	89	4.6%
82 その他の教育、学習支援業	71	3.6%
07 職別工事業(設備工事業を除く)	58	3.0%

＜資料＞ 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

従業者数をみると、「国家公務」が2,881人で全体の10.5%を占めて最も多く、以下、「食料品製造業」が2,688人(9.8%)、「医療業」が2,153人(7.8%)、「社会保険・社会福祉・介護事業」が1,803人(6.5%)、「飲食料品小売業」が1,670人(6.1%)、「その他の小売業」が1,489人(5.4%)などと続いています。

表2-4 産業中分類別従業者数が多い10産業(民営・公営)

令和3年6月1日現在

産業中分類	従業者数(人)	全従業者に占める割合
97 国家公務	2,881	10.5%
09 食料品製造業	2,688	9.8%
83 医療業	2,153	7.8%
85 社会保険・社会福祉・介護事業	1,803	6.5%
58 飲食料品小売業	1,670	6.1%
60 その他の小売業	1,489	5.4%
81 学校教育	1,459	5.3%
76 飲食店	1,302	4.7%
44 道路貨物運送業	1,126	4.1%
61 無店舗小売業	982	3.6%

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

民営の事業所について、産業中分類別に従業者数の増加数をみると、「社会保険・社会福祉・介護事業」が561人増と最も多く、次いで、「その他の小売業」が310人増、「その他の事業サービス業」が289人増、「農業」が201人増、「飲食料品小売業」が169人増などと続いています。

表2-5 産業中分類別従業者数の増加数が多い10産業(民営)

産業中分類	従業者数(人)		増加数(人)
	平成28年	令和3年	
85 社会保険・社会福祉・介護事業	1,127	1,688	561
60 その他の小売業	1,179	1,489	310
92 その他の事業サービス業	255	544	289
01 農業	192	393	201
58 飲食料品小売業	1,501	1,670	169
91 職業紹介・労働者派遣業	108	263	155
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	238	350	112
83 医療業	2,035	2,138	103
24 金属製品製造業	310	404	94
57 織物・衣服・身の回り品小売業	190	247	57

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

3 経営組織別事業所数及び従業者数(民営)

経営組織別に民営事業所数をみると、個人経営の事業所である「個人」が551事業所(29.3%)、「会社」が1,145事業所(60.8%)、医療法人や学校法人、農協などの「会社以外の法人」が178事業所(9.5%)、「法人でない団体」が9事業所(0.5%)となっています。

従業者数で見ると、「個人」が1,290人(5.6%)、「会社」が17,464人(75.4%)、「会社以外の法人」が4,392人(19.0%)、「法人でない団体」が18人(0.1%)となっています。

平成28年と比べると、事業所数が増加したのは、「会社」が65事業所増(6.0%増)、「会社以外の法人」が24事業所増(15.6%増)、「法人でない団体」が1事業所増(12.5%増)となりました。一方、減少したのは、「個人」が59事業所減(9.7%減)となりました。

従業者数で増加したのは、「会社」が1,316人増(8.1%増)、「会社以外の法人」が114人増(2.7%増)となっています。一方、減少したのは「個人」が276人減(17.6%減)、「法人でない団体」が13人減(41.9%減)となりました。

表3-1 経営組織別事業所数(民営)

経営組織	平成28年		令和3年		増加数	増加率
	事業所数	構成比	事業所数	構成比		
総数	1,852	100.0%	1,883	100.0%	31	1.7%
個人	610	32.9%	551	29.3%	▲ 59	▲ 9.7%
法人	1,234	66.6%	1,323	70.3%	89	7.2%
会社	1,080	58.3%	1,145	60.8%	65	6.0%
会社以外の法人	154	8.3%	178	9.5%	24	15.6%
法人でない団体	8	0.4%	9	0.5%	1	12.5%

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

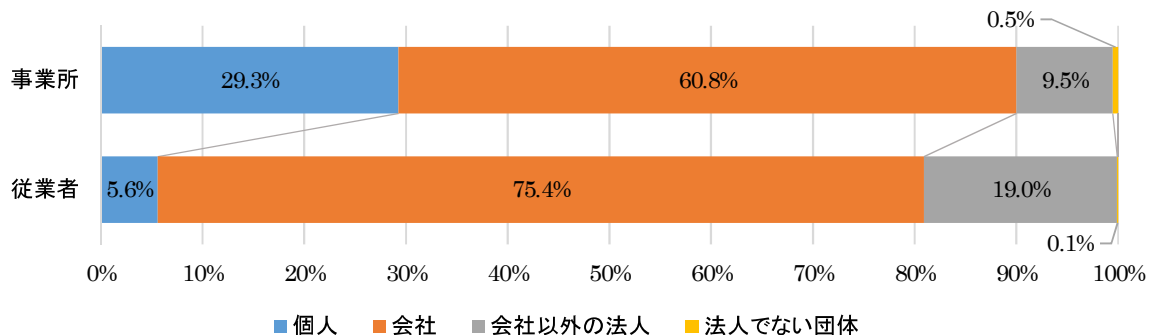
表3-2 経営組織別従業者数(民営)

経営組織	平成28年		令和3年		増加数	増加率
	従業者数	構成比	従業者数	構成比		
総数	22,023	100.0%	23,164	100.0%	1,141	5.2%
個人	1,566	7.1%	1,290	5.6%	▲ 276	▲ 17.6%
法人	20,426	92.7%	21,856	94.4%	1,430	7.0%
会社	16,148	73.3%	17,464	75.4%	1,316	8.1%
会社以外の法人	4,278	19.4%	4,392	19.0%	114	2.7%
法人でない団体	31	0.1%	18	0.1%	▲ 13	▲ 41.9%

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(単位:人)

図3-1 経営組織別事業所数及び従業者数の割合(民営)(令和3年6月1日現在)



〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

4 従業者規模別事業所数及び従業者数(民営・公営)

従業者規模別に民営事業所数をみると、従業者規模「1～4人」が1,016事業所で全体の52.2%と5割以上を占めており、以下、「5～9人」が364事業所(18.7%)、「10～19人」が267事業所(13.7%)、「20～29人」が100事業所(5.1%)などと続いています。

従業者数をみると、従業者規模「100人以上」が9,382人で全体の34.1%を占め最も多く、以下、「50～99人」が3,832人(13.9%)「30～49人」が3,750人(13.6%)、「10～19人」が3,699人(13.4%)などと続いています。「100人以上」は、事業所数では全体のわずか0.6%ですが、従業者数では34.1%と大きく占めています。

民営について、平成28年と比べると、事業所数で増加したのは「30～49人」が21事業所増(31.8%増)と最も大きく増加しており、以下、「10～19人」が20事業所増(8.4%増)、「1～4人」が8事業所増(0.8%増)、「出向・派遣従業者のみ」が1事業所増(9.1%増)などとなっています。一方、減少したのは、「5～9人」が13事業所減(3.6%減)、「20～29人」が5事業所減(5.0%減)と、「50～99人」が1事業所減(2.1%減)この3つの従業者規模で減少しました。

従業者数をみると、増加したのは、「30～49人」が785人増(31.7%増)、「10～19人」が291人増(8.9%増)、「50～99人」が204人増(6.2%増)などとなっています。一方、減少したのは、「1～4人」が89人減(4.3%減)、「5～9人」が72人減(3.0%減)、「20～29人」が48人減(2.0%減)と、この3つの従業者規模で減少しています。

表4-1 従業者規模別事業所数の推移(民営・公営)

経営組織	平成28年		令和3年				増加数 ※民営のみ	増加率 ※民営のみ
	民営のみ		民営のみ		民営・公営			
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比		
総数	1,852	100.0%	1,883	100.0%	1,947	100.0%	31	1.7%
1～4人	989	53.4%	997	52.9%	1,016	52.2%	8	0.8%
5～9人	366	19.8%	353	18.7%	364	18.7%	▲ 13	▲ 3.6%
10～19人	239	12.9%	259	13.8%	267	13.7%	20	8.4%
20～29人	101	5.5%	96	5.1%	100	5.1%	▲ 5	▲ 5.0%
30～49人	66	3.6%	87	4.6%	100	5.1%	21	31.8%
50～99人	48	2.6%	47	2.5%	52	2.7%	▲ 1	▲ 2.1%
100人以上	32	1.7%	32	1.7%	36	1.8%	-	-
出向・派遣従業者のみ	11	0.6%	12	0.6%	12	0.6%	1	9.1%

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

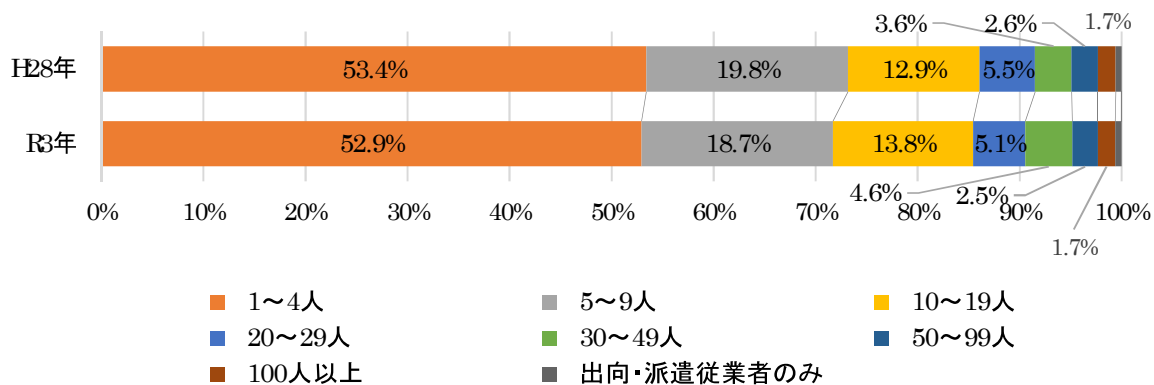
表4-2 従業者規模別従業者数の推移(民営・公営)

経営組織	28年		令和3年				増加数 ※民営のみ	増加率 ※民営のみ
	従業者数	構成比	民営のみ		民営・公営			
総数	22,023	100.0%	23,164	100.0%	27,536	100.0%	1,141	5.2%
1～4人	2,094	9.5%	2,005	8.7%	2,051	7.4%	▲ 89	▲ 4.3%
5～9人	2,414	11.0%	2,342	10.1%	2,416	8.8%	▲ 72	▲ 3.0%
10～19人	3,268	14.8%	3,559	15.4%	3,699	13.4%	291	8.9%
20～29人	2,350	10.7%	2,302	9.9%	2,406	8.7%	▲ 48	▲ 2.0%
30～49人	2,477	11.2%	3,262	14.1%	3,750	13.6%	785	31.7%
50～99人	3,291	14.9%	3,495	15.1%	3,832	13.9%	204	6.2%
100人以上	6,129	27.8%	6,199	26.8%	9,382	34.1%	70	1.1%
出向・派遣従業者のみ	-	-	-	-	-	-	-	-

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

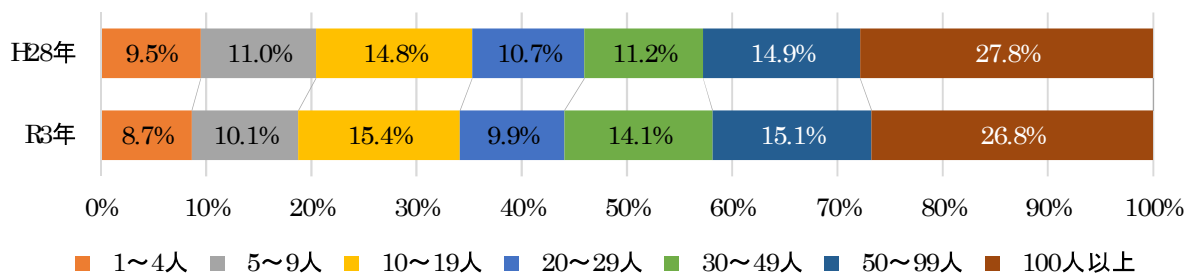
(単位:人)

図4-1 従業者規模別事業所数の割合比較(民営)



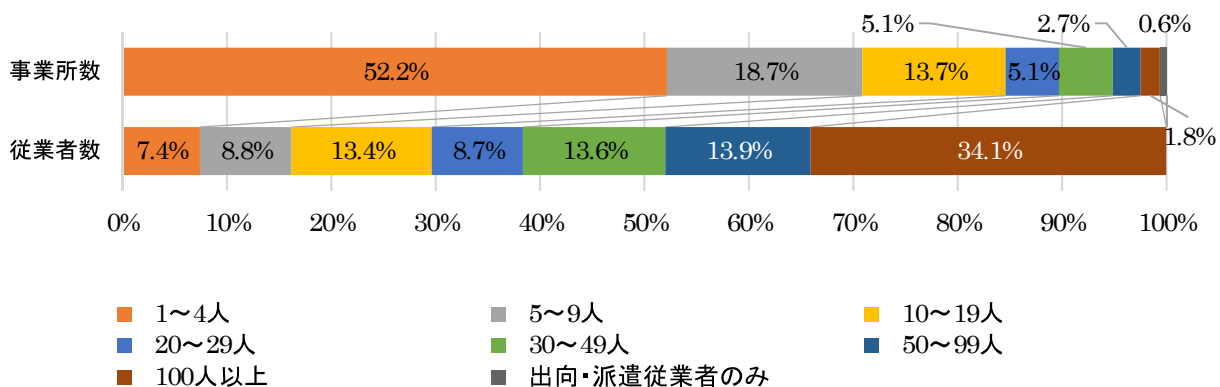
〈資料〉 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図4-2 従業者規模別従業者数の割合比較(民営)



〈資料〉 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図4-3 従業者規模別事業所数及び従業者数の割合(民営・公営)(令和3年6月1日)



〈資料〉 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

5 従業上の地位別従業者数(民営)

従業上の地位別に従業者数をみると、「個人業主」が547人(全体の2.4%)、「無給の家族従業者」が115人(0.5%)、「有給役員」が1,217人(5.3%)、「雇用者」が21,285人(91.9%)となっています。

「雇用者」の内訳をみると、「無期雇用者」が13,216人(57.1%)、「有期雇用者」が7,676人(33.1%)、「臨時雇用者」が393人(1.7%)となっています。

男女別に雇用者の内訳をみると、男性では、「無期雇用者」が7,533人(男性の従業者の65.3%)、「有期雇用者」が2,630人(22.8%)、「臨時雇用者」が143人(1.2%)で、「無期雇用者」が「有期雇用者」と「臨時雇用者」を合算したものの3倍近くとなっています。一方、女性では、「無期雇用者」が5,557人(女性の従業者の49.0%)、「有期雇用者」が4,878人(43.0%)、「臨時雇用者」が250人(2.2%)で、「無期雇用者」が「有期雇用者」と「臨時雇用者」を合算したものが概ね同程度となっています。

平成28年と比べると、「個人事業主」が56人減(9.3%減)、「無給の家族従業者」が23人減(16.7%減)、「有給役員」が134人増(12.4%増)、一方、「雇用者」は1,086人増(5.4%増)となりました。

表5-1 従業上の地位、男女別従業者数の推移(民営)

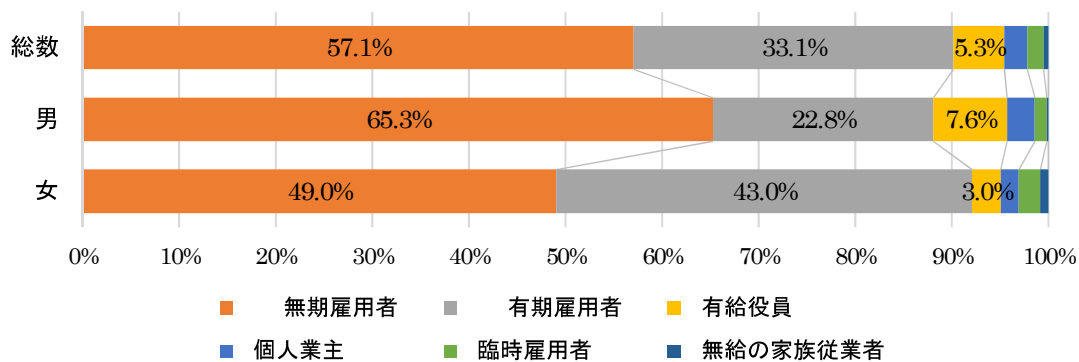
従業上の地位	実数				増加数 (人)	増加率
	平成28年 (人)	令和3年(人)				
		総数	男	女		
総数	22,023	23,164	11,538	11,332	1,141	5.2%
個人業主	603	547	332	215	▲ 56	▲9.3%
無給の家族従業者	138	115	19	96	▲ 23	▲16.7%
有給役員	1,083	1,217	881	336	134	12.4%
雇用者	20,199	21,285	10,306	10,685	1,086	5.4%
常用雇用者	19,364	20,892	10,163	10,435	1,528	7.9%
※無期雇用者	10,561	13,216	7,533	5,557		
※有期雇用者	8,803	7,676	2,630	4,878		
臨時雇用者	835	393	143	250	▲ 442	▲52.9%

※総数には、男女別の不詳を含む

※「無期雇用者」数及び「有期雇用者」数について、平成28年は「正職員・正社員」数と「正職員・正社員以外」の数を掲載しているため、比較不可

〈資料〉 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図5-1 従業上の地位、男女別従業者数の割合(民営)(令和3年6月1日現在)



〈資料〉 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

従業者数の9割以上を占める雇用者について、従業上の地位別割合を産業大分類別にみると、「無期雇用者」は、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」が100.0%となっており、以下、「金融業、保険業」が90.9%、「複合サービス事業」が84.3%、「運輸業、郵便業」が83.8%などとなっています。「有期雇用者」は、「農林漁業」が66.1%、「生活関連サービス業、娯楽業」が60.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が56.5%、「卸売業、小売業」が48.4%となっています。「臨時雇用者」は「農林漁業」が13.8%と最も高く、以下、「宿泊業、飲食サービス業」が5.6%、「情報通信業」が4.5%、「教育、学習支援業」が2.9%などとなっています。

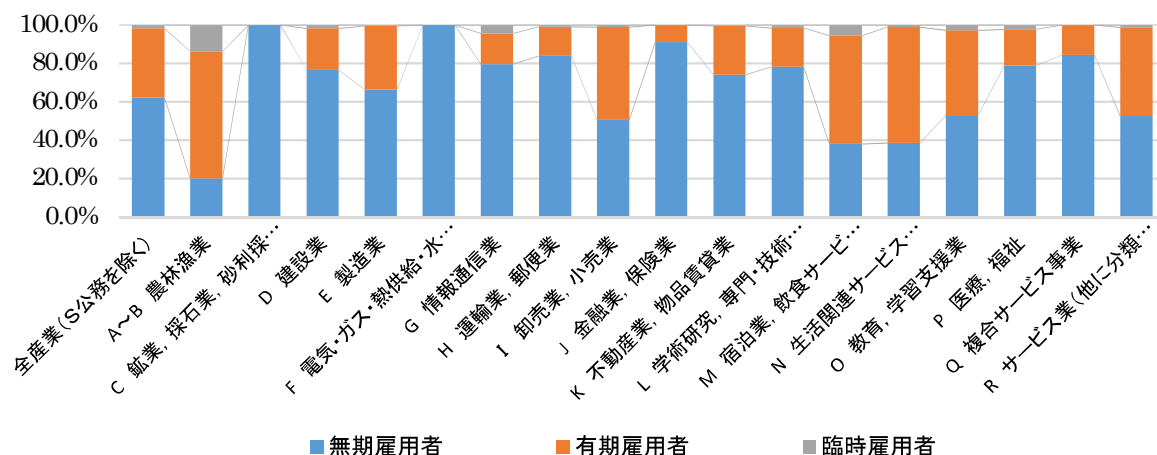
「無期雇用者」と「有期雇用者」の割合を比べると、「農林漁業」、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」の3産業では、「有期雇用者」と「臨時雇用者」を合算したものが「無期雇用者」を上回っています。

表5-2 産業大分類、従業上の地位別雇用者数(民間)(令和3年6月1日)

産業大分類	実数(人)				割合		
	雇用者総数	無期雇用者	有期雇用者	臨時雇用者	無期雇用者	有期雇用者	臨時雇用者
A~R 全産業(S公務を除く)	21,285	13,216	7,676	393	62.1%	36.1%	1.8%
A~B 農林漁業	369	74	244	51	20.1%	66.1%	13.8%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	11	11	-	-	100.0%	-	-
D 建設業	1,152	880	250	22	76.4%	21.7%	1.9%
E 製造業	4,769	3,163	1,583	23	66.3%	33.2%	0.5%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	27	27	-	-	100.0%	-	-
G 情報通信業	44	35	7	2	79.5%	15.9%	4.5%
H 運輸業、郵便業	1,413	1,184	215	14	83.8%	15.2%	1.0%
I 卸売業、小売業	4,282	2,161	2,072	49	50.5%	48.4%	1.1%
J 金融業、保険業	231	210	21	-	90.9%	9.1%	-
K 不動産業、物品賃貸業	201	149	51	1	74.1%	25.4%	0.5%
L 学術研究、専門・技術サービス業	244	191	49	4	78.3%	20.1%	1.6%
M 宿泊業、飲食サービス業	1,573	597	888	88	38.0%	56.5%	5.6%
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,036	399	624	13	38.5%	60.2%	1.3%
O 教育、学習支援業	946	501	418	27	53.0%	44.2%	2.9%
P 医療、福祉	3,619	2,853	683	83	78.8%	18.9%	2.3%
Q 複合サービス事業	197	166	31	-	84.3%	15.7%	-
R サービス業(他に分類されないもの)	1,171	615	540	16	52.5%	46.1%	1.4%

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図5-2 産業大分類、従業上の地位別雇用者数の割合(民間)(令和3年6月1日現在)



〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

6 出向・派遣従業者(民営)

事業所に従事している別経営の事業所からの出向・派遣従業者数(以下、「他からの出向・派遣従業者数」という。)は562人で、「事業従事者数」(事業所で実際に従業している者。)に対する割合は2.4%となっています。

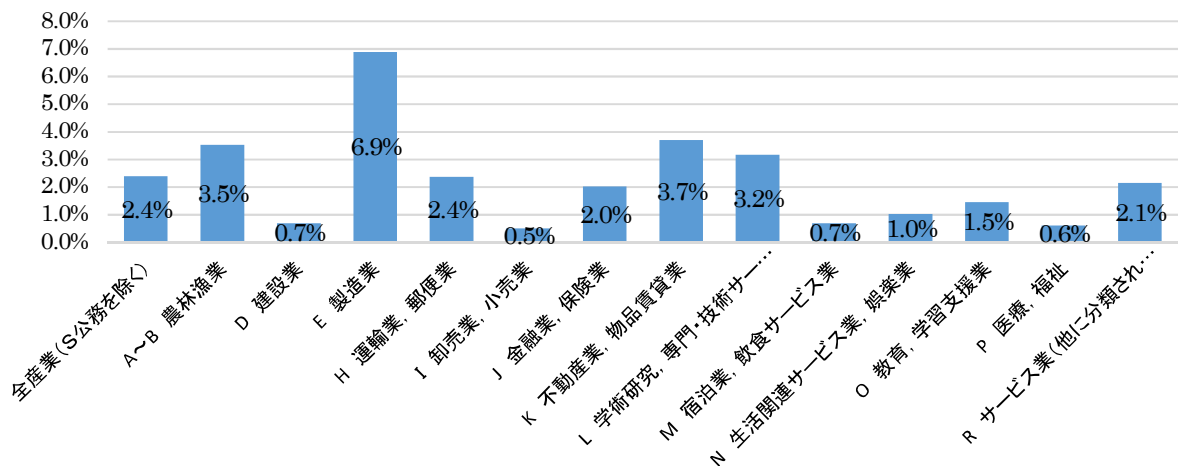
「他からの出向・派遣従業者数」を従業先事業所の産業大分類別にみると、「製造業」が361人で最も多く、以下、「運輸業、郵便業」が36人、「サービス業(他に分類されないもの)」が26人などと続いています。また、事業従事者に対する割合をみると、「製造業」が6.9%で最も高く、以下、「不動産業、物品賃貸業」が3.7%、「農林漁業」が3.5%などと続いています。

表6-1 産業大分類別事業従事者数及び出向・派遣従業者数(民営)(令和3年6月1日現在)

産業大分類	事業従事者数(人) (a)= (b)-(c)+(d)	従事者数(人) (b)	他からの出向・派遣従業者数(人)		他からの出向・派遣従業者数(人) (d)	事業従事者に対する割合
			他への出向・派遣従業者数(人) (c)	従業者に対する割合		
A~R 全産業(S公務を除く)	23,571	23,164	155	0.7%	562	2.4%
A~B 農林漁業	425	411	1	0.2%	15	3.5%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	15	15	-	-	-	-
D 建設業	1,471	1,461	-	-	10	0.7%
E 製造業	5,241	4,901	21	0.4%	361	6.9%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	30	30	-	-	-	-
G 情報通信業	50	50	-	-	-	-
H 運輸業、郵便業	1,521	1,490	5	0.3%	36	2.4%
I 卸売業、小売業	4,608	4,592	7	0.2%	23	0.5%
J 金融業、保険業	248	243	-	-	5	2.0%
K 不動産業、物品賃貸業	352	339	-	-	13	3.7%
L 学術研究、専門・技術サービス業	316	315	9	2.9%	10	3.2%
M 宿泊業、飲食サービス業	1,761	1,750	1	0.1%	12	0.7%
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,272	1,260	1	0.1%	13	1.0%
O 教育、学習支援業	1,029	1,015	1	0.1%	15	1.5%
P 医療、福祉	3,818	3,826	31	0.8%	23	0.6%
Q 複合サービス事業	199	199	-	-	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	1,215	1,267	78	6.2%	26	2.1%

<資料> 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図6-1 産業大分類別他からの出向・派遣従業者の事業従事者に対する割合(民営)



<資料> 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

7 新設・廃業別事業所数(民営)

平成28～令和3年の民営事業所の異動状況を見ると、新設事業所は494事業所で、割合(新設事業所数÷R3年事業所数)は、26.2%となっています。新設割合を産業大分類別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が75.0%で最も高く、以下、「鉱業、採石業、砂利採取業」が50.0%、「不動産業、物品賃貸業」が45.1%、「教育、学習支援業」が33.3%などと続いています。一方、廃業事業者は、485事業所で割合(廃業事業所数÷H28年事業所数)は、26.2%となっています。廃業割合について、「鉱業、採石業、砂利採取業」が50.0%で最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が41.4%で、「教育、学習支援業」が35.4%、「卸売業、小売業」が30.2%、「情報通信業」が28.6%などと続いています。

事業所数が少ないものを除き、「教育、学習支援業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」及び「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」は、新設割合と廃業割合がともに高く、事業所の入れ替わりが多くなっています。

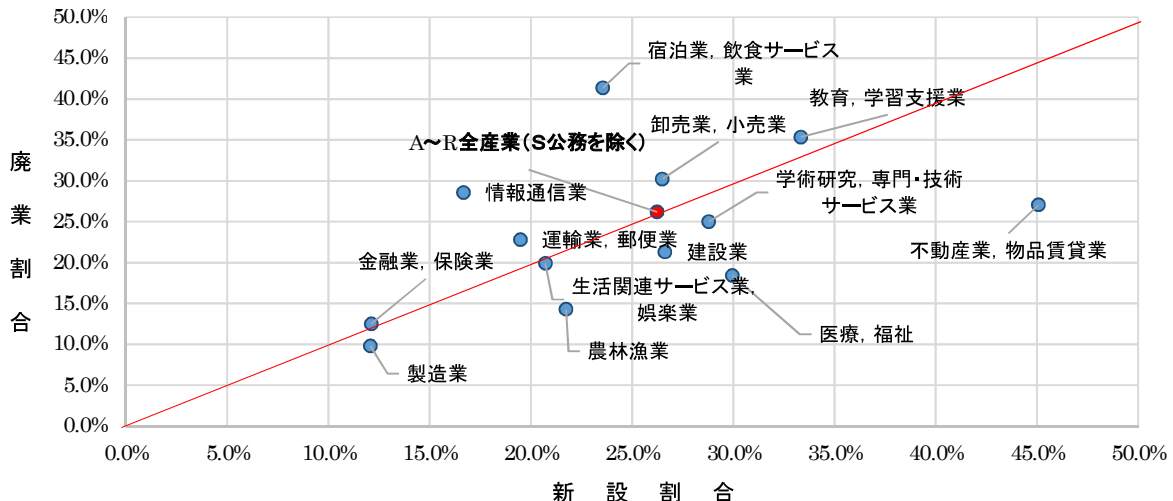
表7-1 産業大分類、存続・新設・廃業別事業所数(民営)

産業大分類	事業所数		存続事業所		新設事業所		廃業事業所	
	平成28年 (a)	令和3年 (b)	実数 (c)	割合 (c)/(b)	実数 (d)	割合 (d)/(b)	実数 (e)	割合 (e)/(a)
A～R 全産業(S公務を除く)	1,852	1,883	1,389	73.8%	494	26.2%	485	26.2%
A～B 農林漁業	21	23	18	78.3%	5	21.7%	3	14.3%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	1	50.0%	1	50.0%	1	50.0%
D 建設業	169	184	135	73.4%	49	26.6%	36	21.3%
E 製造業	112	116	102	87.9%	14	12.1%	11	9.8%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	1	25.0%	3	75.0%	-	-
G 情報通信業	7	6	5	83.3%	1	16.7%	2	28.6%
H 運輸業、郵便業	79	77	62	80.5%	15	19.5%	18	22.8%
I 卸売業、小売業	430	404	297	73.5%	107	26.5%	130	30.2%
J 金融業、保険業	32	33	29	87.9%	4	12.1%	4	12.5%
K 不動産業、物品賃貸業	85	122	67	54.9%	55	45.1%	23	27.1%
L 学術研究、専門・技術サービス業	60	66	47	71.2%	19	28.8%	15	25.0%
M 宿泊業、飲食サービス業	261	208	159	76.4%	49	23.6%	108	41.4%
N 生活関連サービス業、娯楽業	216	222	176	79.3%	46	20.7%	43	19.9%
O 教育、学習支援業	82	84	56	66.7%	28	33.3%	29	35.4%
P 医療、福祉	179	207	145	70.0%	62	30.0%	33	18.4%
Q 複合サービス事業	13	13	13	100.0%	-	-	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	103	112	76	67.9%	36	32.1%	29	28.2%

※事業所数は各年6月1日現在

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図7-1 産業大分類別新設割合・廃業割合(民営 ※事業所数の少ない産業は除く)



8 石狩管内市町村別事業所数及び従業者数(民営)

石狩管内市町村別に民営事業所数を見ると、札幌市が72,730事業所で石狩管内(85,655事業所)の84.9%と8割以上を占めて最も多く、以下、江別市が3,257事業所(3.8%)、千歳市が3,135事業所(3.7%)、石狩市が2,160事業所(2.5%)、恵庭市が1,883事業所(2.2%)、北広島市が1,834事業所(2.1%)、当別町が554事業所(0.6%)と続き、新篠津村が102事業所(0.1%)で最も少なくなっています。

従業者数においても札幌市が872,779人で石狩管内(1,030,172人)の84.7%と8割以上を占めて最も多く、以下、千歳市が42,200人(4.1%)、江別市が33,682人(3.3%)、石狩市が27,910人(2.7%)、北広島市が23,528人(2.3%)、恵庭市が23,164人(2.2%)、当別町が5,984人(0.6%)と続き、新篠津村が925人(0.1%)で最も少なくなっています。

平成28年に比べると、事業所数が増加した市町村は、札幌市が279事業所増(0.4%増)、石狩市が49事業所増(2.3%増)、恵庭市が31事業所増(1.7%増)、新篠津村が6事業所増(6.3%増)となったものの、他の市町村では減少しており、江別市が94事業所減(2.8%減)、北広島市が73事業所減(3.8%減)、当別町が43事業所減(7.2%減)千歳市が22事業所減(0.7%減)、などとなりました。

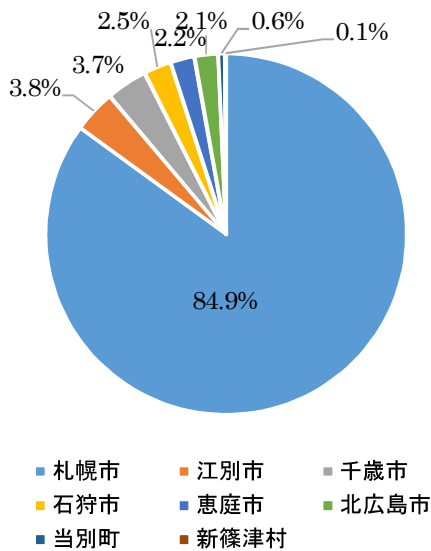
従業者数で増加した市町村をみると、札幌市が33,838人増(4.0%増)、千歳市が2,632人増(6.7%増)、石狩市が1,875人増(7.2%増)、恵庭市が1,141人増(5.2%増)、当別町が367人増(6.5%増)などとなっています。一方、減少した市町村は、北広島市の793人減(3.3%減)のみとなっています。

表8-1 石狩管内市町村別事業所及び従業者数の推移(民営)

地域	平成28年		令和3年		増加数		増加率	
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数
札幌市	72,451	838,911	72,730	872,779	279	33,868	0.4%	4.0%
江別市	3,351	33,426	3,257	33,682	▲ 94	256	▲ 2.8%	0.8%
千歳市	3,157	39,568	3,135	42,200	▲ 22	2,632	▲ 0.7%	6.7%
恵庭市	1,852	22,023	1,883	23,164	31	1,141	1.7%	5.2%
北広島市	1,907	24,321	1,834	23,528	▲ 73	▲ 793	▲ 3.8%	▲ 3.3%
石狩市	2,111	26,035	2,160	27,910	49	1,875	2.3%	7.2%
当別町	597	5,617	554	5,984	▲ 43	367	▲ 7.2%	6.5%
新篠津村	96	889	102	925	6	36	6.3%	4.0%

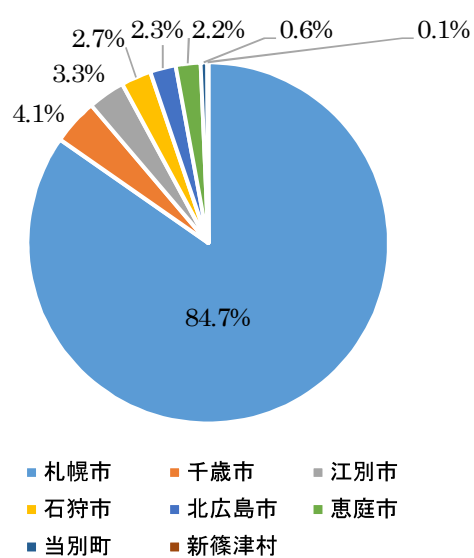
＜資料＞ 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図8-1 石狩管内市町村別事業所の割合(民営)



＜資料＞ 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図8-2 石狩管内市町村別従業者数の割合(民営)



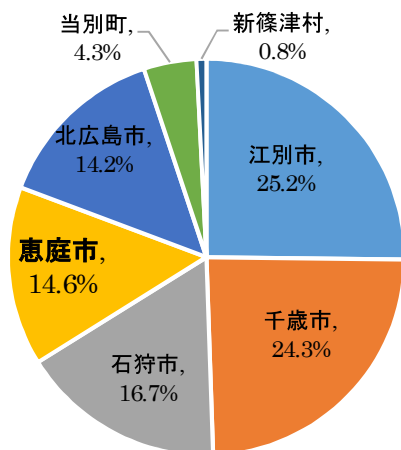
＜資料＞ 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

表8-2 石狩管内市町村(札幌市を除く)別事業所及び従業者数の推移(民営)

地域	平成28年		令和3年			
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数 割合	従業者数 割合
江別市	3,351	33,426	3,257	33,682	25.2%	21.4%
千歳市	3,157	39,568	3,135	42,200	24.3%	26.8%
恵庭市	1,852	22,023	1,883	23,164	14.6%	14.7%
北広島市	1,907	24,321	1,834	23,528	14.2%	14.9%
石狩市	2,111	26,035	2,160	27,910	16.7%	17.7%
当別町	597	5,617	554	5,984	4.3%	3.8%
新篠津村	96	889	102	925	0.8%	0.6%

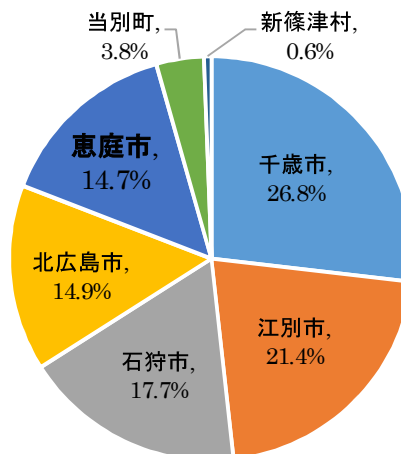
〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図8-3 石狩管内市町村別事業所の割合(民営)
(札幌市を除く)



〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図8-4 石狩管内市町村別従業者数の割合(民営)
(札幌市を除く)



〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

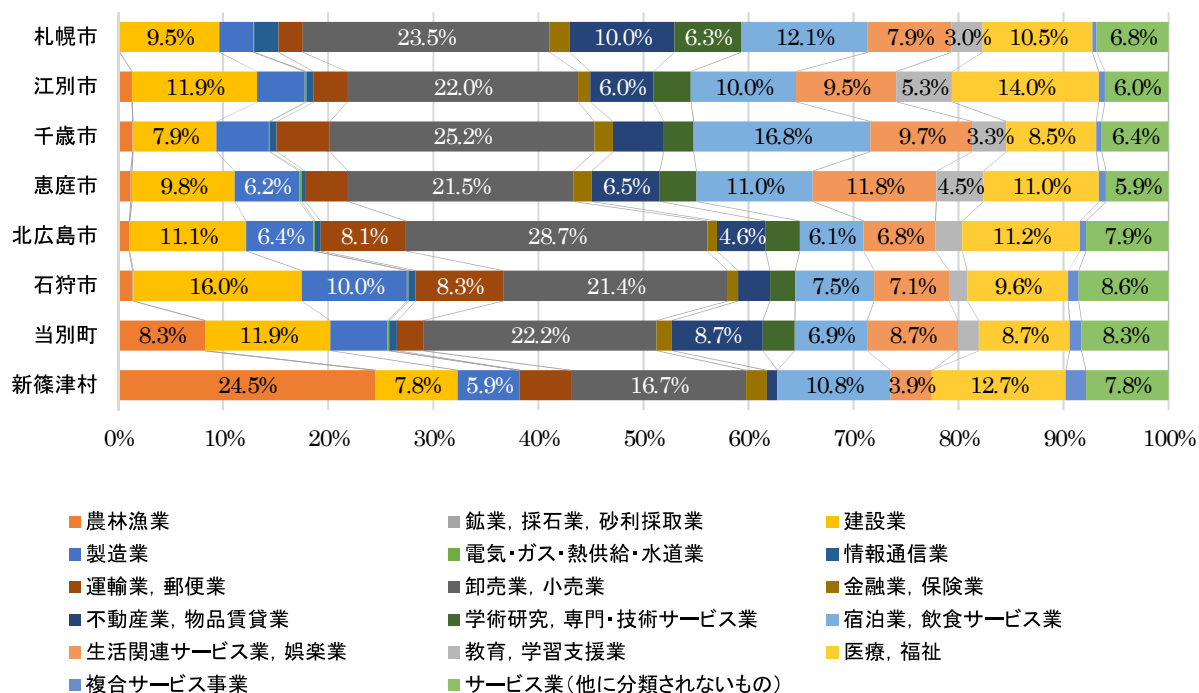
石狩管内市町村別の民営事業所数の産業大分類別割合をみると、新篠津村以外の市町村で「卸売業、小売業」が最も高く、北広島市では28.7%、千歳市では25.2%と、この2市では各市の4分の1以上を占めています。2番目にい産業をみると、札幌市、千歳市は「宿泊業、飲食サービス業」、江別市、北広島市は「医療、福祉」、恵庭市は「生高活関連サービス業、娯楽業」、石狩市、当別町は「建設業」となっています。新篠津村は「農林漁業」が24.5%と最も高く、次いで、「卸売業、小売業」となっています。

表8-3 石狩管内市町村別、産業大分類別事業所数(民営)(令和3年6月1日現在)

産業大分類	札幌市	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市	当別町	新篠津村
A~R 全産業(S公務を除く)	72,730	3,257	3,135	1,883	1,834	2,160	554	102
A~B 農林漁業	101	43	44	23	19	30	46	25
C 鉱業、採石業、砂利採取業	11	-	1	2	1	2	-	-
D 建設業	6,908	388	249	184	204	346	66	8
E 製造業	2,342	148	156	116	117	216	30	6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	73	5	3	4	3	3	1	-
G 情報通信業	1,690	23	20	6	10	15	4	-
H 運輸業、郵便業	1,665	103	159	77	149	180	14	5
I 卸売業、小売業	17,071	716	789	404	526	462	123	17
J 金融業、保険業	1,402	38	56	33	17	21	8	2
K 不動産業、物品賃貸業	7,262	196	152	122	85	66	48	1
L 学術研究、専門・技術サービス業	4,596	116	88	66	59	51	17	-
M 宿泊業、飲食サービス業	8,789	326	528	208	112	163	38	11
N 生活関連サービス業、娯楽業	5,780	311	304	222	125	154	48	4
O 教育、学習支援業	2,169	172	102	84	47	37	11	-
P 医療、福祉	7,606	456	268	207	205	207	48	13
Q 複合サービス事業	299	19	16	13	11	22	6	2
R サービス業(他に分類されないもの)	4,966	197	200	112	144	185	46	8

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図8-5 石狩管内市町村別、産業大分類別事業所数割合(民営)



次に、石狩管内市町村別の従業者数の産業大分類別割合をみると、札幌市、江別市、千歳市、北広島市では「卸売業、小売業」が最も高く、恵庭市では「製造業」が、石狩市では「運輸業、郵便業」が、当別町、新篠津村では「医療、福祉」が最も高くなっています。2番目に高い産業をみると、札幌市及び江別市では「医療、福祉」、千歳市及び当別町では「製造業」、恵庭市及び石狩市では「卸売業、小売業」、北広島市では「運輸業、郵便業」、新篠津村では、「建設業」となっています。

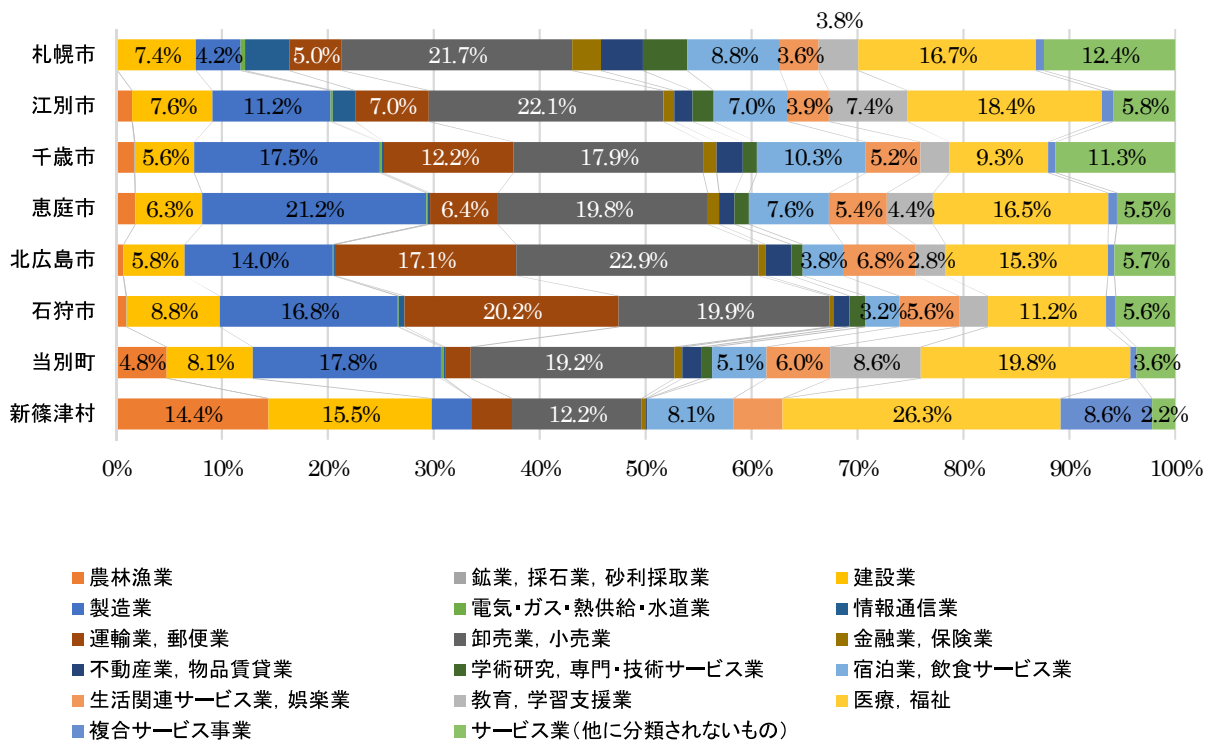
表8-4 石狩管内市町村別、産業大分類別従業者数(民営)(令和3年6月1日現在)

産業大分類	札幌市	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市	当別町	新篠津村
A~R 全産業(S公務を除く)	872,779	33,682	42,200	23,164	23,528	27,910	5,984	925
A~B 農林漁業	920	510	735	411	162	266	287	133
C 鉱業、採石業、砂利採取業	92	-	16	15	4	12	-	-
D 建設業	64,664	2,555	2,375	1,461	1,359	2,466	485	143
E 製造業	36,948	3,758	7,389	4,901	3,290	4,686	1,064	35
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,822	72	67	30	34	22	17	-
G 情報通信業	36,201	717	103	50	20	153	6	-
H 運輸業、郵便業	43,590	2,341	5,151	1,490	4,025	5,644	145	35
I 卸売業、小売業	189,631	7,453	7,559	4,592	5,378	5,551	1,151	113
J 金融業、保険業	23,892	350	539	243	169	108	44	4
K 不動産業、物品賃貸業	34,628	590	1,049	339	569	419	112	1
L 学術研究、専門・技術サービス業	36,358	667	559	315	243	413	56	-
M 宿泊業、飲食サービス業	76,435	2,356	4,326	1,750	899	901	308	75
N 生活関連サービス業、娯楽業	31,747	1,302	2,186	1,260	1,610	1,575	361	43
O 教育、学習支援業	32,966	2,509	1,167	1,015	670	758	512	-
P 医療、福祉	146,115	6,181	3,919	3,826	3,604	3,118	1,185	243
Q 複合サービス事業	6,746	352	300	199	143	253	34	80
R サービス業(他に分類されないもの)	108,024	1,969	4,760	1,267	1,349	1,565	217	20

<資料> 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(単位:人)

図8-6 石狩管内市町村別、産業大分類別従業者数の割合(民営)



さらに、石狩管内6市の産業大分類別従業者数の割合を、6市全体の産業大分類別従業者数の割合で除して6市全体を1とした「特化係数」の高い産業を主な区分にみると、札幌市は「情報通信業」(1.140)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(1.107)、江別市は「農林漁業」(5.158)、「教育、学習支援業」(1.950)、千歳市は「農林漁業」(5.933)、「製造業」(2.939)、恵庭市は「農林漁業」(6.044)、「鉱業、採石業、砂利採取業」(4.767)、北広島市は「運輸業、郵便業」(2.812)、「製造業」(2.347)、石狩市は「運輸業、郵便業」(3.325)、「農林漁業」(3.246)などとなっています。

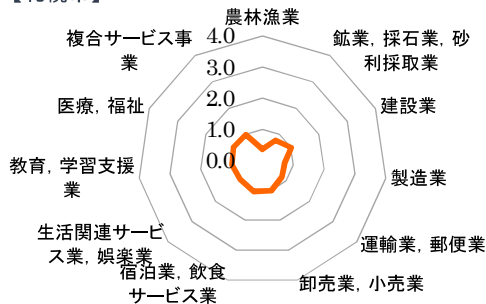
表8-5 石狩管内6市別、産業大分類別従業者の特化係数(民営)(令和3年6月1日現在)

産業大分類	石狩管内6市合計	札幌市	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市
A～B 農林漁業	1.000	0.359	5.158	5.933	6.044	2.345	3.246
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1.000	0.776	-	2.791	4.767	1.252	3.165
D 建設業	1.000	1.012	1.037	0.769	0.862	0.789	1.207
E 製造業	1.000	0.710	1.872	2.939	3.551	2.347	2.818
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1.000	1.107	0.540	0.401	0.327	0.365	0.199
G 情報通信業	1.000	1.140	0.585	0.067	0.059	0.023	0.151
H 運輸業、郵便業	1.000	0.821	1.143	2.007	1.058	2.812	3.325
I 卸売業、小売業	1.000	1.010	1.028	0.833	0.921	1.062	0.924
J 金融業、保険業	1.000	1.107	0.420	0.517	0.424	0.291	0.156
K 不動産業、物品賃貸業	1.000	1.080	0.477	0.677	0.398	0.658	0.409
L 学術研究、専門・技術サービス業	1.000	1.106	0.526	0.352	0.361	0.274	0.393
M 宿泊業、飲食サービス業	1.000	1.034	0.826	1.210	0.892	0.451	0.381
N 生活関連サービス業、娯楽業	1.000	0.938	0.997	1.336	1.403	1.765	1.455
O 教育、学習支援業	1.000	0.989	1.950	0.724	1.147	0.746	0.711
P 医療、福祉	1.000	1.027	1.126	0.570	1.013	0.940	0.685
Q 複合サービス事業	1.000	0.990	1.338	0.910	1.100	0.778	1.160
R サービス業(他に分類されないもの)	1.000	1.065	0.503	0.970	0.471	0.493	0.482

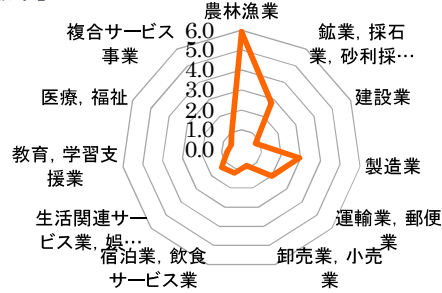
〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図8-7 石狩管内4市別、主な産業大分類別従業者の特化係数(民営)(令和3年6月1日現在)

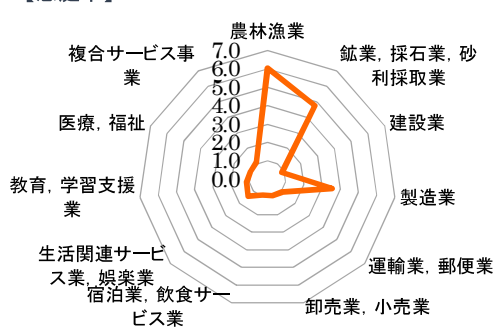
【札幌市】



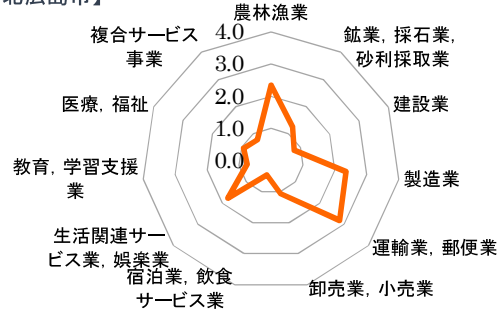
【千歳市】



【恵庭市】



【北広島市】



9 事業所に関する純付加価値額(民営)

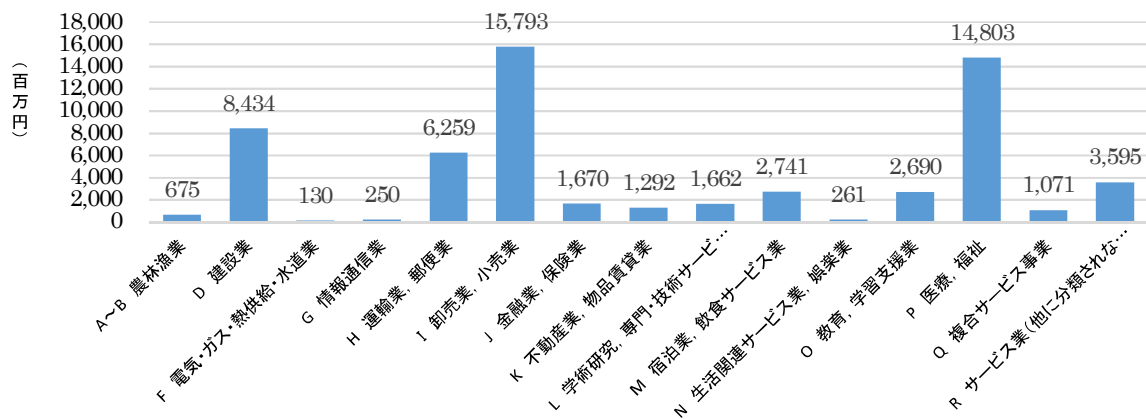
民営事業所に関する純付加価値額を産業大分類別にみると、公表を差し控えたものを除き、「卸売業，小売業」が157億9,300万円で最も多く、以下、「医療，福祉」が148億300万円などとなっています。
 ※公表は差し控えられている産業を考慮すると、「製造業」が最も多いと考えられる。

表9-1 産業大分類別事業所数、事業従事者数及び純付加価値額(民営)(令和2年中)

産業大分類	事業所数	事業従事者数(人)	純付加価値額(百万円)
A～B 農林漁業	23	425	675
C 鉱業，採石業，砂利採取業	2	15	X
D 建設業	178	1,411	8,434
E 製造業	106	5,084	X
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	30	130
G 情報通信業	6	50	250
H 運輸業，郵便業	77	1,521	6,259
I 卸売業，小売業	379	4,129	15,793
J 金融業，保険業	32	247	1,670
K 不動産業，物品賃貸業	117	333	1,292
L 学術研究，専門・技術サービス業	66	316	1,662
M 宿泊業，飲食サービス業	199	1,696	2,741
N 生活関連サービス業，娯楽業	204	1,169	261
O 教育，学習支援業	78	998	2,690
P 医療，福祉	201	3,759	14,803
Q 複合サービス事業	13	199	1,071
R サービス業(他に分類されないもの)	98	954	3,595

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図9-1 産業大分類別純付加価値額(民営)(令和2年中)※公表を差し控えられた産業を除く



〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

10 企業等の売上(収入)金額及び純付加価値額(民営)

企業等とは、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。また、単独事業所の場合は、その事業所だけで企業としています。

企業に関する売上(収入)金額を企業産業大分類別にみると、公表を差し控えられたものを除き、「卸売業、小売業」が713億7,000万円で最も多く、以下、「建設業」が374億3,700万円、「医療、福祉」が305億3,100万円、「複合サービス事業」が147億1,700万円、「運輸業、郵便業」が127億3,600万円などと続いています。

純付加価値額をみると、「医療、福祉」が147億400万円で最も多く、以下、「卸売業、小売業」が145億6,300万円、「建設業」が81億1,900万円、「サービス業(他に分類されないもの)」が32億8,500万円などと続いています。

1企業当たりの純付加価値額をみると、「複合サービス事業」が6億8,433万円で最も多く、以下、「医療、福祉」が1億1,311万円、「運輸業、郵便業」が8,491万円、「卸売業、小売業」が7,392万円などと続いています。

次に、純付加価値率をみると、「金融業、保険業」が57.1%で最も高く、次いで、「サービス業(他に分類されないもの)」が52.9%と、この2産業では5割を超えています。

表10-1 企業産業大分類別企業等数、売上(収入)金額及び純付加価値額(令和2年中)

企業産業大分類	企業等数	売上(収入)金額(百万円)	純付加価値額(百万円)	1企業当たり純付加価値額(万円)	純付加価値率
A~B 農林漁業	20	1,919	548	2,740	28.6%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	X	X	X	X
D 建設業	164	37,437	8,119	4,951	21.7%
E 製造業	57	X	X	X	X
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	85	-	-	-
G 情報通信業	5	511	234	4,680	45.8%
H 運輸業、郵便業	35	12,736	2,972	8,491	23.3%
I 卸売業、小売業	197	71,370	14,563	7,392	20.4%
J 金融業、保険業	10	161	92	920	57.1%
K 不動産業、物品賃貸業	99	3,100	837	845	27.0%
L 学術研究、専門・技術サービス業	51	2,008	763	1,496	38.0%
M 宿泊業、飲食サービス業	127	2,974	975	768	32.8%
N 生活関連サービス業、娯楽業	168	7,663	▲ 1,111	▲ 661	▲ 14.5%
O 教育、学習支援業	52	5,724	1,077	2,071	18.8%
P 医療、福祉	130	30,531	14,704	11,311	48.2%
Q 複合サービス事業	3	14,717	2,053	68,433	13.9%
R サービス業(他に分類されないもの)	67	6,211	3,285	4,903	52.9%

※企業等数については、令和3年6月1日現在の数値

※純付加価値率は、売上(収入)金額に占める付加価値額の割合

※必要な事項の数値が不詳の企業等を除いて集計

〈資料〉総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

図10-1 主な企業産業別付加価値率(民営)(令和2年中)※公表を差し控えられたものを除く上位10産業

